

免除科目（項目）

1 居宅介護職員初任者研修修了者が受講する場合

事業者は、研修を受講しようとする者が、居宅介護職員初任者研修を修了している場合は、終了証明書の確認をもって、次の科目を免除することができる。

なお、事業者は、当該修了証の写しを保存するものとする。

(1) 介護職員初任者研修課程

科目名	研修時間	免除の可否
1 職務の理解	6 時間	可
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	可
3 介護の基本	6 時間	可
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	可
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	可
6 老化の理解	6 時間	否
7 認知症の理解	6 時間	否
8 障害の理解	3 時間	可
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	可
10 振り返り	4 時間	可
計	130 時間	

(2) 生活援助従事者研修課程

科目名	研修時間	免除の可否
1 職務の理解	2 時間	可
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	可
3 介護の基本	4 時間	可
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時間	可
5 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	可
6 老化と認知症の理解	9 時間	否
7 障害の理解	3 時間	可
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	24 時間	可
9 振り返り	2 時間	可
計	59 時間	

2 生活援助従事者研修課程、入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）、認知症介護基礎研修（認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 187 年 3 月 31 日老発第 0331010 号）厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）及び訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令 25 号）」による改正前の介護保険法規則第 22 条の 23 校に規定するものをいう。以下同じ。）の修了者が受講する場合

(1) 介護職員初任者研修課程

生活援助従事者研修課程、入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程の修了者については、当該研修における履修科目が、介護初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複することから、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）の別添 2「生活援助従事者研修、入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と介護職員初任者研修との対照的關係」（以下、別添 2 という）の

とおり科目（項目）の読み替え、科目（項目）の内容の簡素化を行うことで、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができる。

ただし、介護職員初任者研修課程の読み替え（免除）後の研修時間については、別紙2の1から4までに規定する各種研修における科目ごとの読み替え後の研修時間以上とすること。

（2）生活援助従事者研修課程

入門的研修、認知症介護基礎及び訪問介護に関する三級課程の修了者については、当該研修における履修科目が、介護初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複することから、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振03028第9号厚生労働省老健局振興課長通知）の別添7「入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程と介護職員研修との対照関係」（以下、別添7という）のとおり科目（項目）の読み替え、科目（項目）の内容の簡素化を行うことで、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができる。

ただし、生活援助従事者研修課程の読み替え（免除）後の研修時間については、別添7の1から3までに規定する各研修における科目ごとの読み替え後の研修時間以上と設定すること。

3 研修の一部を受講する場合

事業者は、研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合であって、

事業者間で科目（項目）の履修を確認できたときは、当該科目（項目）について免除することができる。

なお、免除する科目（項目）以外の未履修科目（項目）の受講については、既に研修の一部を受講した事業者における就業期限内において受講させることができる。

4 他の研修と研修の一部を一体的にする場合

（1）事業者は、介護職員初任者研修を実施する場合、当該研修の履修科目のうち上記2の（1）の規定により科目の一部を免除することができる科目については、上記2の（1）に規定する研修と介護職員初任者研修を一体的に実施することができる。

（2）事業者は、生活援助従事者研修を実施する場合、当該研修の履修科目のうち上記2の（2）の規定により科目の一部を免除することができる科目については、上記2の（2）に規定する研修と生活援助従事者研修を一体的に実施することができる。

5 同等と認められる研修の免除申請があった場合

知事は、在宅介護サービスに係る研修を行っている都府県、市町村又は公的団体から、研修の科目（項目）と同等と認められる科目（項目）について免除適用の申請があった場合及び市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修の科目（項目）と同等と認められる科目（項目）について免除適用の申請があった場合は、これを認めることができる。